

不動産鑑定士2次試験対策講座

講師 茂木 喜久雄

会計学

収益の認識基準（応用）

現金基準

現金基準とは、第三者、つまり企業の外部者に対して財（製品・商品）もしくは役務（サービス）の提供が完了し、対価として「現金」の入金があった時点で収益を認識する考え方である。

発生基準

発生基準とは、現金の収入とは無関係に、企業の経済活動に伴って生じる財や役務の価値増殖に伴って、販売以前に収益を認識するという考え方である。

実現基準

実現基準とは、第三者との契約の存在を前提に、財又は役務の提供の完了と、現金又は現金等価物の取得があった時点で収益を認識するという考え方である。

決定的事象基準

決定的事象基準とは、それぞれの企業の収益獲得活動に応じて「収益を計上するための決定的事象が生じたときに収益を計上する」という考え方である。

収益の認識基準

認識



一 認識とは何か

「認識」とは、「そこに何かがあり、その何かはどこの期間に帰属するかを決定」であると考えて欲しい。

このように理解すると収益の「認識」とは、「収益があることを知り、どの期間に帰属させるかを考える。」ということである。

実は、企業の収益は発生段階から少しずつ認識することができる。（結局、「取らぬタヌキの皮算用」である場合が多い）しかし、発生段階ではその認識した収益はかなり不確実である。第三者への販売が完了し現金又は現金等価物を取得した時点、つまり「実現」した時点で、ある程度「確実」なものとして「認識」することができる。そして最終的にすべての収益が現金で回収された時点で、動かしがたい収益となる。

このように一口で収益の認識といっても、いろいろなタイミングがあり、そのタイミングによって収益のもつ性格、特にその客観性や確実性が異なってくる。次の論点は、この収益認識のタイミングをどこにとるかという収益の認識基準の問題である。

認識基準



二 収益の認識基準

つまり、収益を認識する時点を段階的に分けた場合、「現金を受け取った段階」「発生した段階」「販売した時点」を見てみる。

現金基準



(1) 現金基準（回収基準）

収益の認識基準として、第三者つまり企業の外部者に対して財（製品・商品）もしくは役務（サービス）の提供が完了し、対価として「現金」の入金があった時点で収益を認識する基準を「現金基準」又は「回収基準」と呼ぶ。もっとも安全確実な収益認識基準であり、収益認識のタイミング（発生→権利義務確定→現金回収）としては最も遅い

現金基準の欠点



基準である。

世の中での取引が全て現金で決済されるような古い時代なら現金基準でも適切な損益計算ができた。しかし取引のたびにキャッシュを用意しておかなければいけないというのは非常に面倒である。(物々交換の時代を経て、昔は金など貨幣として用いられたが、流通の発達にしたがって、運びやすい紙幣が用いられる背景がある。)紙幣であったとしても何億何十億の紙幣を常に用意しておくというのもやっかいな話である。そこで現代では、相手の資力を信用して、一定期日まで支払を待ってあげることが日常的に行われている。これが「信用経済」と呼ばれる仕組みである。

この信用経済の下で、収益の認識について現金基準を採用すると困ったことがおきる。掛売があった場合である。掛売というのは相手を信用して一定期日まで入金を待ってあげるというものである。相手は信用できる企業である。ほぼ確実に期日まで入金されることが約束されている。

このような場合、現金基準で収益を認識すると、すでに販売が完了し売掛金という金銭請求権も取得(権利義務の確定)しているのに、未入金である場合、この収益は当期の収益に計上されないという事態を引き起こしてしまう。これでは信用経済下において適切な期間損益計算をすることができない。したがって現行の制度会計では、基本的に、現金基準による収益の認識は認められていない。

(2) 発生基準

発生基準



これは現金の収入とは無関係に、企業の経済活動に伴って生じる財や役務の価値増殖に伴って、販売以前に収益を認識する基準をいう。ミクロ経済学では原則として「作ったものは必ず売れる」と考えた上で、付加価値の増加という事実を重視するから、この観点からは発生基準による収益の認識が最も理論的であるといえることができる。

しかし伝統的な会計理論では、情報提供よりも債権者保護や利害調整、分配可能利益の算定などの機能を重視してきたため、「現金又は現金等価物の裏付けのない利益」の計上を極力排除する傾向がある。企業会計原則では、第三者との間に何らかの契約が既に存在しており、販売が確実視されるといった例外的な場合に限り発生基準による収益の認識が行われる。

例えば橋や道路などの「長期請負工事」の場合、すでに地方公共団体など発注元が、完成時に買い取ってくれることが契約により約束されている。また、その場合の販売対価も決定済みであり、完成時の見積総原価も合理的に算定できる。見積もりも出さずに工事を請け負う業者などいないから。このような企業では、当期までに見積もり総原価の何%の費用がかかったか、といった形で工事の進行度合いを測定できるから、工事の進捗度に比例して収益を認識していくという方法も認められている。これを「工事進行基準」という。この工事進行基準は、発生基準による収益の認識といえる。

工事進行基準



例題

(株) 大清建設の資料に基づき、工事進行基準と工事完成基準にしたがった場合の平成13年から平成15年の各年度の工事収益と工事利益を算定しなさい。(新井清光「財務会計論」より改題)

(資料)

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 総工事請け負い金額 | 750,000 千円 |
| 2 工事着工 平成13年 9月 | |

計算問題



- 3 工事完成 平成15年 3月
- 4 工事原価 (実際発生額)
- | | |
|--------|-----------|
| 平成13年度 | 50,000千円 |
| 平成14年度 | 400,000千円 |
| 平成15年度 | 167,500千円 |
- 5 平成13年度と平成14年度末における工事原価見積額
- | | |
|---------|-----------|
| 平成13年度末 | 550,000千円 |
| 平成14年度末 | 175,000千円 |

<解説>

工事進行基準

平成13年度

工事収益

$$750,000 \text{ 千円} \times \frac{50,000 \text{ 千円}}{50,000 \text{ 千円} + 550,000 \text{ 千円}}$$

$$= 62,500 \text{ 千円}$$

工事利益

$$62,500 \text{ 千円} - 50,000 \text{ 千円} = 12,500 \text{ 千円}$$

平成14年度

工事収益

$$750,000 \text{ 千円} \times \frac{50,000 \text{ 千円} + 400,000 \text{ 千円}}{50,000 \text{ 千円} + 400,000 \text{ 千円} + 175,000 \text{ 千円}} - 62,500 \text{ 千円}$$

$$= 477,500 \text{ 千円}$$

工事利益

$$477,500 \text{ 千円} - 400,000 \text{ 千円} = 77,500 \text{ 千円}$$

平成15年度

工事収益

$$750,000 - (62,500 \text{ 千円} + 477,500 \text{ 千円}) = 210,000 \text{ 千円}$$

工事利益

$$210,000 \text{ 千円} - 167,500 = 42,500 \text{ 千円}$$

工事完成基準



※工事完成基準では、平成13年度と平成14年度は工事収益も工事利益も計上されず、最後の平成15年度(工事完成年度)の決算において工事収益750,000千円と工事利益132,500千円(750,000千円-617,500千円)が計上される。

また、発生主義による収益の認識基準として、営業活動ではなく営業外においてメーカーが財テクなどを行っている場合、例えば証券取引所に上場されている株式などを売買して利益を得る目的で所有しているといった場合も考えられる。

市場価格のある有価証券で、売買目的でもっている株式などは、実際の売買の有無にかかわらず、市場価格の変動そのものが運用の実績になる。しかも、換金しようと思えば比較的容易

売買目的有価証券



実現基準



に換金することもできる。

時価の変動をもって利益を得る目的で保有する有価証券、つまり「売買目的有価証券」は「金融商品」と呼ばれるものの一つである。2000年4月から実施された「金融商品に係る会計基準」では、一部の金融商品について市場価格の変動に応じて時価評価をすることになっている。

このように金融商品について市場価格の変動に基づいて収益を計上するやり方を「市場価格変動基準」という。これも発生基準による収益の認識と考えるのが自然である。

※受験者は、多少難しい内容かもしれませんが、会計法規集「金融商品に係る会計基準」を一度、目を通しておくとよい。

(3) 実現基準（販売基準）

これは、第三者との契約の存在を前提に、財又は役務の提供の完了と、現金又は現金等価物の取得があった時点で収益を認識するという基準である。伝統的な会計理論においては、最も優れた収益の認識基準であるとされてきた。

上記で考察したように「収益の認識」についてどのような基準を採用すべきかは、結局、会計の目的、課題にしたがって定めることが妥当である。

商法会計のように、財務諸表が株主総会に提出され、配当可能額算定に用いるとすれば、債権者保護のためにもできる限り現金又は現金等価物の裏付けのない未実現な収益計上を排除し、利益を小さめに計算する保守的経理の考え方が有用的である。

しかし、一方、証券取引法会計のように、その企業の発行する有価証券を売買するという投資意思決定のために有用なのは、その企業自体の価値に関する情報である。この目的からは、市場価格の変動によって利益を得る目的で保有する有価証券などは「時価」で評価し、評価損益を当期の損益計算書に計上した方が、よりその企業の財務状況を忠実に反映することができる。また貸借対照表でその企業が負っているリスク、マイナス面をも把握することもできる。

そして、制度会計では、まずできる限り証券取引法会計の趣旨の方を貫徹した財務諸表を作成し、商法ではその固有の制度趣旨から見て必要な部分を修正するという方向で動いている。

基本的には、固定資産の増大し、信用経済が発達した今日の経済において、もっとも妥当な考え方である。

決定的事象基準



(4) 決定的事象基準

収益について一律に「実現基準」だとか「発生基準」だとかに決めてしまわずに、それぞれの企業の収益獲得活動に応じて「収益を計上するための決定的事象が生じたときに収益を計上する」という考え方であり、国際会計基準では一般的になってきているものである。

例えば大量生産を行っている企業では、生産しただけでは売れるという保証はなく、まさに「販売の完了」という事実が収益を計上するための「決定的事象」となる。一方、市場価格の変動で利益を得るための金融商品は「市場価格変動」そのものが財テクの業績であり、市場価格の変動が収益を認識する「決定的事象」になる。このようにケース・バイ・ケースで、「どのやり方が最もその企業の収益獲得活動を忠実に表せるか」という観点から収益を計上していこうというのが、この考え方の特徴である。